

当座勘定規定（新旧対比）

改正前	改正後
第 9 条（支払の範囲） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 <u> </u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当行はその支払義務を負いません。 <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 1 5 時までに当座勘定に受入れまたは振込みされた資金により支払います。なお、当行の判断で 1 5 時以降に入金した資金を支払に充当することもできるものとし、それにより損害が発生したとしても当行は責任を負わないものとします。</u> <u> </u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。